

平成30年11月27日

精華町長 木村 要 様

精華町上下水道事業審議会  
会長 川勝 健志



精華町上下水道事業の経営について (答申)

平成29年11月1日付け、9精上第113号、9精下第93号で諮問のあった精華町上下水道事業の経営について、当審議会では、両事業が将来にわたって適正かつ効率的な安定運営を図る必要があるとの基本認識のもと、その整備状況や経営状態、将来の施設更新計画、維持管理計画等について慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

## 1. 上水道料金及び下水道使用料の改定について

### (1) 上水道事業の現状並びに上水道料金の見直しについて

精華町の上水道事業は、昭和36年度に供用を開始して以来、数次にわたって整備拡張され、平成28年度末現在、行政区域内人口37,621人に対して給水人口37,522人、普及率は99.7%となっている。

その経営を支える財源は、主に料金収入に加えて、学研地区などの開発に伴い徴収した開発事業負担金を原資に創設した基金で構成されているという点に特徴がある。営業収支比率が平成28年度末で52.2%という状況にあっても、精華町の水道料金が京都府下で最も低い水準を維持できてきたのは、その基金による恩恵が大きい。

しかし、基金とは本来、資本投資や災害などの緊急時への備えとして活用されるべきものであり、精華町ではその基金も概ね10年後には枯渇すると見込まれている。現状のまま推移すれば、他の多くの地方自治体と同様に、上水道事業の厳しい経営を支えるために、毎年一般会計から多額の繰り入れを余儀なくされることになる。しかし、精華町において、これまで基金から取り崩してきた額と同等の財源を毎年一般会計に求めることは、他の住民サービスに及ぼす影響が懸念され、実現性に乏しいといわざるを得ない。また今後は、水道管等の更新に巨額の費用が見込まれていることから、上記基金の活用はもとより企業債の起債等による世代間負担の公平性確保にも努める必要がある。

したがって、現行の低廉な料金水準では近い将来、上水道事業が財源不足に陥ることは自明であり、住民にとって不可欠な水道の安定給水が脅かされかねない。そのため、仮に基金を枯渇させることなく、事業運営の柔軟性を確保するとすれば、現行の水道料金を約1.5倍に引き上げる必要があると推計される(別添資料を参照)が、急激な負担増とならない配慮を求める。

### (2) 下水道事業の現状並びに下水道使用料の見直しについて

精華町の下水道事業については、平成11年度に供用を開始して以来、数次にわたって整備拡張され、平成28年度末現在、行政区域内人口37,621人に対して整備済区域内人口37,068人、普及率は98.5%となっている。

下水道事業は雨水事業と汚水事業とに分けられるが、審議会で経営上、問題として提起されたのは、後者についてである。汚水事業の経費は、下水道使用料に加えて、国の繰出基準に基づいた一般会計からの繰り入れによって賄われるのが一般的であるが、精華町ではそれでもなお財源が不足し、基準外繰り入

れを余儀なくされている。

その主な要因の1つは、経費回収率（現在の官庁会計で汚水処理費が使用料でどれくらい回収できているかを示す指標）が平成27年度末で73.8%にとどまり、府内では6番目に低いという点にある。使用料収入の不足を基準外繰り入れで補填する現行の経営は、町財政を圧迫し、下水道事業の持続可能性はもとより、他の必要な住民サービスへの影響が今後さらに懸念される。

したがって、下水道事業について、仮に汚水処理費を一般会計からの基準外繰り入れに依存しない、すなわち使用料収入と基準内繰り入れによって賄える経営を実現するとすれば、現行の下水道使用料を約1.7倍に引き上げる必要があると推計される（別添資料を参照）が、急激な負担増とならない配慮を求める。

以上から、精華町が今後も引き続き安全で、より良質な飲料水を供給するとともに、公共用水域の保全を将来にわたって確保するためには、上水道料金と下水道使用料について、その料金体系の見直しも含めて一定の改定を行うことは不可避といわざるを得ない。

しかしながら、上水道料金と下水道使用料の改定を同時に行うことは、住民生活への影響が懸念されるため、料金の改定を行う際には、住民に前もって十分な周知を行うとともに、急激な負担増とならないように、料金水準については段階的に引き上げられることが望ましい。

また、将来の料金改定計画については、上下水道事業それぞれの経営環境の変化に対応するために、概ね3年から5年毎に検証を行う必要がある。

## 2. 経営改善に向けた継続的な努力

上下水道事業の経営改善に向けて、1で述べた料金改定に着手する一方で、経費支出面においても、下記のような不断の努力が求められる。

### (1) 上水道事業について

- ①検針の隔月実施等の経費削減策を早急に実行し、基金に頼らない経営に努めること。
- ②施設や水道管の老朽化に伴う更新費用を適切に見積もり、世代間負担の平準化を図れるよう経費等の把握に努めること。
- ③京都府営水道の料金改定に向け、受水費の引き下げが実現されるよう京都府に要望するとともに、広域連携など持続可能な上水道事業の検討の場等に積極的に参加すること。

## (2) 下水道事業について

- ①今後の下水道整備においては、人口密度の低い地域での整備が中心となつていくなかで、整備手法とコスト削減を検証しながら継続的に、効率良く整備すること。
- ②整備済み地区や新しく整備した地区の下水道への接続について、引き続き啓発に努めること。
- ③地方公営企業会計への移行により、建設促進と管理運営に係る経費の分離、期間損益計算の導入や複式簿記の採用によって、事業の経営状況や財政状態、下水道資産の維持管理・更新等に係る経費等のより正確な把握に努めること。

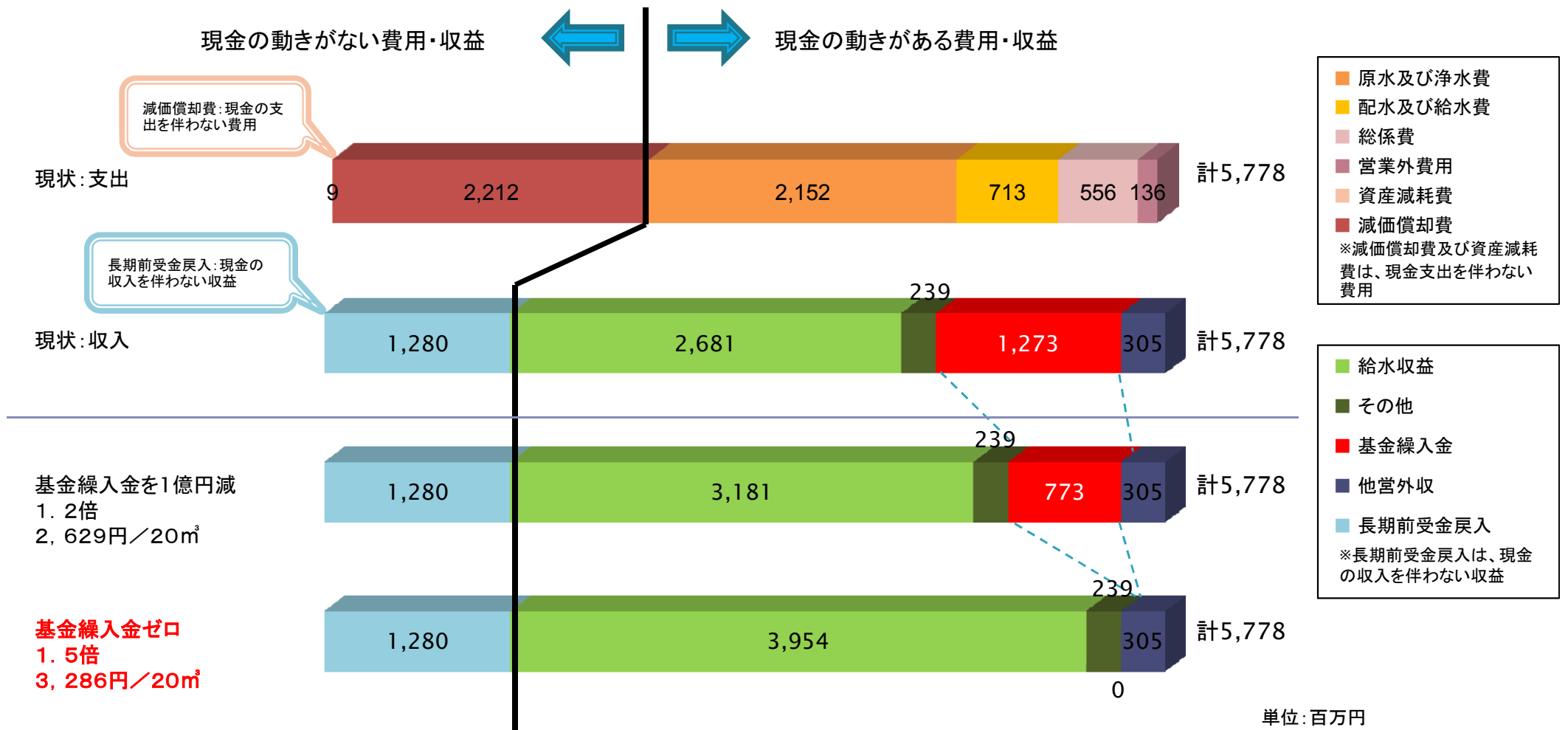
## 3. 住民への説明責任

上水道並びに下水道の公共インフラは、住民生活にとって必要不可欠な社会基盤であり、その料金を引き上げることは、住民生活に直結する大きな問題である。

しかしながら、この重要な社会基盤の安定運営と維持管理、将来への継承には相応の費用が必要になる。上下水道事業の持続可能な経営は、その費用を住民が分かち合い、互いに支えあって初めて成し得るものであるとの認識を得られるように、町は多様な機会を創出・活用してわかりやすく丁寧な説明を行い、その周知・啓発に努めることが肝要である。

当審議会は、住民の納得感を得られるプロセスを保障することこそが、上下水道事業の持続可能な経営に向けた重要な第一歩として位置づけられることを求めたい。

# 【上水道事業】財政シミュレーション結果(収入)のイメージ:平成31年度~35年度合計額



- 原水及び浄水費
  - 配水及び給水費
  - 総係費
  - 営業外費用
  - 資産減耗費
  - 減価償却費
- ※減価償却費及び資産減耗費は、現金支出を伴わない費用

- 給水収益
  - その他
  - 基金繰入金
  - 他営業外収
  - 長期前受金戻入
- ※長期前受金戻入は、現金の収入を伴わない収益

# 【下水道事業】財政シミュレーション結果(収入)のイメージ:平成31年度~35年度合計額

現金の動きがない費用・収益 ← → 現金の動きがある費用・収益

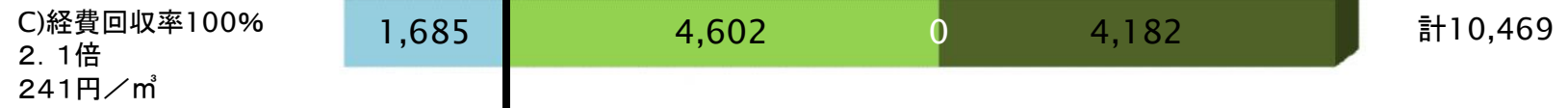
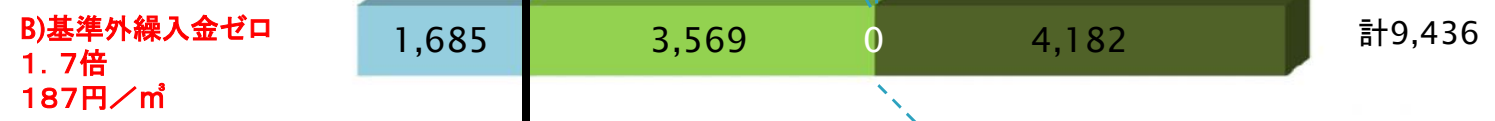
減価償却費:現金の支出を伴わない費用



長期前受金戻入:現金の収入を伴わない収益



- 営業費用
- 営業外費用
- 地方債償還元金
- その他
- 減価償却費
- ※減価償却費は、現金の支出を伴わない費用



- 下水道使用料収入
- 基準外繰入金
- その他
- 長期前受金戻入
- ※長期前受金戻入は、現金の収入を伴わない収益

単位:百万円